第6　特定日本料理調理活動の実施
1～2　（略）
第7　修得状況の評価
1　取組実施機関は、受入機関の協力を得て、少なくとも1年に1回、外国人調理師の特定日本料理調理活動を通じた日本料理の知識及び技能に係る修得状況を評価し、その結果を別記様式第5号により農林水産省に報告することとする。
2　農林水産省は、その結果を踏まえ、当該外国人調理師が特定日本料理調理活動を継続することの適否を判断し、その結果について、別記様式第6号の1により取組実施機関に対し通知するとともに、別記様式第6号の2により受入機関及び外国人調理師に対し通知するものとする。
第8　監査
1　取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも6月に1回、受入機関又は事業所に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方入国管理局（以下「管轄地方入国管理局」という。）に報告するものとする。
(1)～(5)　（略）
2　受入機関は、1の監査があったときは、別記様式第7号により取組実施機関に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。
3　取組実施機関は、2の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、別記様式第8号により農林水産省に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。
4～5　（略）
第9　外国人調理師との面接
1　取組実施機関は、第7に定める修得状況の評価及び第8に定める監査を補完するため、特定日本料理調理活動の実施状況等について、必要と認めるときは外国人調理師と面接し当該実施状況等を確認するものとする。
2　（略）
第10　帰国旅費の確保その他の帰国担保措置
1～2　（略）
第11　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置
1　取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師に責がなく、かつ、本人が継続して特定日本料理調理活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定日本料理調理活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。
2　1に規定する場合（取組実施機関に起因する場合を除く。）において、外国人調理師が特定日本料理調理活動を継続する場合は、取組実施機関は、新たな受入機関を確保し、あらかじめ別記様式第3号により農林水産省に申請し、承認を受けなければならない。
3　農林水産省は、2の申請があった場合、当該内容により、特定日本料理調理活動が適切に継続されると認められる場合は、実習計画の変更を承認することができる。
4　第5の3の規定は、3の場合に準用する。

第5　特定日本料理調理活動の実施
1～2　（略）
［新設］

第6　監査
1　取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも6月に1回、受入機関又は事業所（外国人調理師に対し法務大臣が入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき指定した活動において、特定日本料理調理活動を行うものとして特定された事業所をいう。以下同じ。）に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方入国管理局（以下「管轄地方入国管理局」という。）に報告するものとする。
(1)～(5)　（略）
2　受入機関は、1の監査があったときは、別記様式第3号により取組実施機関に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。
3　取組実施機関は、2の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、別記様式第4号により農林水産省に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。
4～5　（略）
第7　外国人調理師との面接
1　取組実施機関は、第6に定める監査を補完するため、特定日本料理活動の実施状況等について、必要と認めるときは外国人調理師と面接し当該実施状況等を確認するものとする。
2　（略）
第8　帰国旅費の確保その他の帰国担保措置
1～2　（略）
第9　特定日本調理活動の継続が不可能となった場合の措置
取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師に責がなく、かつ、本人が継続して特定日本料理調理活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定日本料理調理活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。
［新設］

［新設］

［新設］